

令和7年度移住を希望する者等への就労支援業務 プロポーザルへの質問に対する回答

No.	質問事項	回 答
1	4. 業務詳細 (1) サポートデスクの設置 ア所在地について 「次のいずれか1 か所以上に」とあるが、「いずれか」とは①②のいずれかという意味で問題ないか？ (①に1 か所設置していれば、②の設置は不要で要件を満たすかどうか)	質問者の認識のとおり、①又は、②のいずれかに設置をすることを想定しています。 なお、提案によってはこの限りではありません。
2	4. 業務詳細 (1) サポートデスクの設置 ウ開所日時について ①土曜日と日曜日の開所時間について スタッフが（飛込訪問などに備えて）常時待機する必要があるか？予約の上相談が受けられる状態にしておけば問題ないか？	仕様書内の時間帯は相談対応ができる状態になっていることを想定していますが、既に相談対応中であって、やむを得ず相談対応できない状態は除きます。 なお、「4 業務詳細 (2) 移住就労相談業務ア予約、受付」に記載していますが、移住を希望する者等から就労相談の事前予約を取ることは可能としています。

令和7年2月20日

回答者

倉敷市企画財政局企画財政部

企画経営室くらしき移住定住推進室